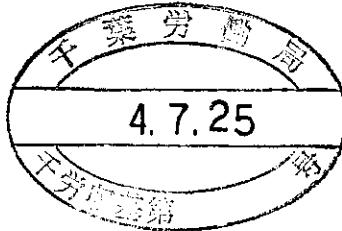


千葉県地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助 様



2022年7月12日
JAM東京千葉/千葉県連絡会
会長

千葉県最低賃金ならびに特定(産業別)最低賃金に関する意見書

千葉県最低賃金に関するこれまでの真摯なご対応に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症は、消費や企業活動の停滞等、経済活動に影響を及ぼしています。特に、観光業・ホテル業・旅客業(航空、鉄道等)・飲食業などの産業においては雇用の在り方にも及んでおり、働く者の生活を維持し、消費を回復させ、コロナ収束後の経済の自立的成長を実現するためにも、賃上げは一層必要不可欠なものとなっています。

この数年、労使の懸命な努力により賃金の引上げが行われてきましたが、その波及効果は、県内の中小企業で働く多くの勤労者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分行き届いていません。それどころか、原油高や社会保険料の負担増、食料品や日用品全般の急激な物価上昇等から、実質賃金は対前年でマイナス傾向が続いている。

連合が2021年12月に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で1,070円、単身者世帯でも月額177,000円であり、現在の千葉県の最低賃金953円で1日8時間、1ヶ月22日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にあります。

地域別最低賃金の「全労働者について賃金の最低限を保障する安全網」とは別に、特定(産業別)最低賃金の役割・意義は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完する点、公正な賃金設定、企業間における公正競争に資する点にあります。

また、今年4月より働き方改革関連法が全ての企業で適用され、通常労働者と有期雇用契約で働く労働者との均等・均衡待遇が大きく前進することになりました。同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業をめざして申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、労使の前向きな議論が必要です。賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改正の議論をすべきではないかと、およそ3割以上の労働者が申出しているということを尊重していただきたく、下記の通り意見を申し出るものです。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国平均が1,000円以上を目指し、千葉県最低賃金の今年度の引き上げ額を審議すること。

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

特定(産業別)最低賃金の存続必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

以上